

「田植裁判」第4回和解協議（5月13日）

# 被告、I 評価撤回を拒否 和解協議は不調に

5月13日、4回目の和解協議が大坂地裁8F、第5民事部で行われた。原告側は田植さん本人と森代理人が協議に入り、オブザーバーとして西N関労から兼廣が参加した。

前回、4月11日の和解協議の場で被告は「I 評価の撤回も考えている。先ほど、本社に電話したが、担当者が不在だった。後日、本社と相談して結論を出したい」としていたが、今回の和解協議では一転し「I 評価の撤回は受け入れられない」とした。

この事により、和解は不調に終わる事になったが、被告は返す刀で「(I 評価とした) 新たな証拠を提出する」として全面抗戦の構えを新たに示した。

なぜ、被告は負けを覚悟したのにもかかわらず、和解の道を捨てたのだろうか。憶測にすぎないが、本社の「評価の撤回はするな」の判断に従った、との見方が妥当ではないだろうか。

ここでの本社とはNTTフィールドテクノ社ではなく、おそらくはNTT西日本と考えられるが、その理由は・・・①たとえ負けたとしても成果主義賃金制度ならびに評価制度を根底から揺るがすような判決理由にはならない、②自らが評価制度の不備を認めることの方が影響力が大きい、との判断がなされたと思われる。いずれにしても、判決による決着は望むところだ。

## 和解協議の変遷

### 第1回和解協議（1月27日）

被告の①評価に触れない②解決金は支払う③和解内容について守秘義務を課す、の条件は「検討に値しない」として和解を拒否。しかし、後日、裁判長から再度、和解のテーブルに着いて欲しいとの要望あり。

### 第2回和解協議（3月7日）

①評価に触れない②解決金は支払うがその額は原告より提案する③和解協議の守秘義務については範囲を検討する、との和解案に修正され、田植さんの勝利は確定的となったが「評価に触れない」では裁判の意味がないと判断。和解しない方向で次回の和解協議へ臨むこととなった。

### 第3回和解協議（4月11日）

被告が「I 評価の撤回」を呑む素振りを見せ、和解案も①I 評価の撤回②実損額の支払い③口外禁止無し、という、全面勝利の内容となったが・・・。

### 第4回和解協議（5月13日）

被告が前回の和解協議から一転し「I 評価の撤回」を拒否したため、和解は不調に終わる。

## 疑問だらけの被告準備書面(6)

# 証拠となる証拠は？

被告準備書面(6)は提出期限としていた6月16日を大幅に遅れること一週間、膨大な証拠資料と共に6月23日になってやっと手元に・・・。

資料は「人事制度解説書」「『ホームテクノ四国』の平成23年度事業計画について」「作業安全指示書」「平成23年上期テレコン工事実績一覧(工事完了明細書・車両運行記録)」の4点と、資料の補足としての「証拠説明書」である。

ここでは被告準備書面(6)と評価に係わる「作業安全指示書」「平成23年上期テレコン工事実績一覧(以下、テレコン工事実績)」について若干の考察を試みたい。

被告準備書面(6)では①これまでの主張以外に効率的に工事ができていない日が存在する②業務上の必要性がない社有車の利用が約20回あった③当該評価期間は販売実績が0であった者は11名であり、販売実績が上位5名に入ってもⅡ評価の者もいるとし、①②から、効率性に問題があるばかりか、時間的余裕があるにもかかわらずスキル継承、スキルアップの姿勢、他施策への取り組みも見受けられず漫然と業務に取り組んでいた等の事情に鑑みれば、質的側面の点においても期待し要求する程度を下回るものであることは明らかである、と言うのが今回の主張だ。

この主張を証明するための資料が「作業安全指示書」、「テレコン工事実績」なのだが、果たして証拠となるかは極めて疑問である。

「テレコン工事実績」の資料作成日は平成26年6月19日となっている。この裁判で問われているのは2年前、Ⅰ評価とした理由であり、その裏付けとなった当時の証拠資料である。今回の被告資料に対し、森代理人は「後出しジャンケン」の類です。裁判の中で証拠を提出する機会は幾らでもあった。現時点での提出はおかしい」と指摘する。2年前の評価で証拠として使われた証拠はないのである。

また、証拠資料が示すものは作業の効率化のみである。なんども指摘する事になるが「効率」は量的側面での規定である。今回の資料でもって「質的側面」や「価値創造の側面」を推し量ることが果たして可能だろうか。

次に「作業安全指示書」だが、これは紙ベースのデータであり、当時の物をコピーしたもののようなものである。しかし、これとて当時の資料になったとは考えにくい。なお「作業安全指示書」には「作業責任者」および「上長確認」の欄が空白になっている。署名または確認印が無いのだ。作業安全に如何に手を抜いていたかの証拠はしっかりと残っている。

③の販売実績云々は販売実績が0だけで田植さんをⅠ評価にしたのではない、との主張だろうが、販売実績0の社員からⅠ評価の社員が選ばれたことに何ら変わりはない。

これらの資料を裁判長は採用するのだろうか。法廷内で失笑が起きる可能性も・・・。

### 裁判傍聴のお願い

次回、第7回公判は7月18日(金)、午後4時30分から、大阪地裁6階609号法廷で行われます。

和解協議での中断を挟み、久々の法廷での審理となります。猛暑の中ではありますが、多くの仲間の傍聴をお願いします。